

事業成績

財團法人協調會大阪支所

	十二年十一月	十三年五月	十三年十一月
平均拂込資本	四〇〇九千圓	五〇〇〇	六六二七
利益率	一・二七	二・七九	三〇・七
配當率	〇・五〇	一・一二	〇・九三
益金	二五四	二七九	三〇七
分配率	一・二七	一・一二	一・五〇
當率	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇

その上同誌は「當社は造船技術に秀れてゐるので、海軍の注文が絶えない。業績も一頃からみると大分立直つてゐる。五分配當は當分継行可能と云つてよい」と述べてゐる。

同社の營業状態は右の如くであるが、簡ついでにその特殊事情を併記して置かう。

同社の事情に精通してゐる或人の言によれば、「藤永田造船所は第十五銀行より資金の融通を受けて居り、しかも海軍の監督下に置かれてゐるから、同社に從事する職員を始め従業員一般は、勤勉に働いても、會社の利益の多くは第十五銀行に吸收されることを知

財團法人協調會大阪支所

つて居り、このことは労働に対する心理的悪影響を及ぼしてゐることの事である。これは資本主義發展過程における金融資本の産業資本に對する支配形態を物語つて居り、その段階に對應して労働者の意識も向上してゐることを表現したものではなからうか。

二、

ところで、會社の事情についてはこれ位にして、次に労働紛議につき簡単に述べよう。

発生原因——本工場においては時間制限令が昨年五月發令されたにも拘らず、特に向ふ一年間だけ同法の適用を免れることを許されて居たところ、次第にその免許期間が短縮するに及んで從業員間に實收賃金低下の懸念がたゞよい始め、それが遂に本年一月四日に表面化するに至つたのである。まほ、このやうに從業員の不満を起さしめたのは言ふ迄もなく、直接的には時間